

番 号 : 140385

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課

案件名 : 円借款債務管理能力向上支援【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 円借款債務管理能力向上支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年7月上旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 0M/M、現地 3. 5M/M、合計 4. 5M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	105日	15日

1回あたり約2~3週間の現地業務を計5回程度想定し、また第1次から第4次現地業務後は各2日の整理期間を、第5次現地業務後には7日の整理期間をそれぞれ想定しています。従って、15日間の整理期間とは、2日×4回+7日の合計を意味します。また第2回目以降の現地業務期間に当たっては、当機構と十分に協議の上、決定することとします。

- 第1回現地業務 : 7月上旬 ~ 7月後半
- 第2回現地業務 : 8月末 ~ 9月中旬
- 第3回現地業務 : 10月末 ~ 11月中旬
- 第4回現地業務 : 12月上旬 ~ 12月中旬
- 第5回現地業務 : 1月上旬 ~ 1月末

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月11日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	債務管理能力向上にかかる業務
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマー国では2011年3月に発足したテイン・セイン大統領率いる現政権の下、多数の政治犯の釈放、少数民族との停戦合意の推進など民主化に向けた努力が進められている。経済面においても実態から乖離した公定レートの撤廃、管理変動相場制の導入による多重為替制度の改善、金利構造の柔軟化を始めとする金融セクター改革が推進されている。かかる中、日本政府は2012年4月に対ミャンマー経済協力方針を見直し、従来の技術協力及び無償資金協力に加えて、有償資金協力も活用することを発表している。

日本政府は2013年1月にはミャンマーの延滞債務の解消にかかる措置を実施、当機構も開発政策借款である「社会経済開発支援借款」（上限約1,989億円）を対象とした貸付契約をミャンマー側と調印した。2013年1月の「社会経済開発支援借款」の貸付契約調印後、2013年6月には合計510億5,200万円を上限額とする3件の貸付契約が調印され、2013年12月には、日本政府が鉄道、水道、灌漑等4件、総額632億円の対ミャンマー円借款の供与を決定した。更に、2014年3月には基幹送変電設備の整備のため247億円の新規円借款を供与する用意がある旨、日本政府からミャンマー政府に対して表明がなされた。今後は、これら供与決定が行われた円借款事業を着実に実施していくことが必要になる。

しかしながら、ミャンマーで円借款事業を実施する上での課題の一つとして、ミャンマー政府が円借款借入・返済の経験を十分に持っていないことが挙げられる。このような状況を踏まえ、当機構では2013年10月から「円借款案件実施促進専門家」（有償資金協力専門家）を派遣し、調達や貸付実行請求、実施体制立ち上げに係る支援を実施している。他方、借入人である財務省への技術支援の機会はいまだ限定的であり、円借款を始めとする対外公的債務の返済が今後増加していくと見込まれる中、債務返済に関する制度・知見や、実施機関との調整手続きが必ずしも十分に整備されている状況にはない。例えば、2013年6月に借款契約が調印された「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）」では、借入人である財務省ではなく、実施機関が元利払い返済原資を確保し、財務省の了解を取り付け直接当機構に返済している現状にあり、財務省が各実施機関と十分に調整している状況にあるとは言えない。加えて、供与決定が行われた円借款事業の中には2つ以上の実施機関をもつ事業もあり、今後各実施機関への貸付実行が進む上で、現状のとおり実施機関が個別に返済原資を確保し元利払いをする状況は、債権管理の観点から当機構に取って必ずしも好ましい状況にあるとは言えない。

この様な中で、ミャンマー財務省としても、円借款を含む対外債務管理能力強化の必要性を認識しており、理財局（Treasury Department）及びその中の債務管理ユニットの設置準備を進めている。また、他ドナーも財務省の債務管理能力向上にかかる支援を積極的に実施・検討しており、アジア開発銀行は財務省に対して対外債務管理のためのスプレッドシート作成支援を実施、今後本格的な債務管理能力強化のための支援を実施予定である。また、世界銀行やIMFも、Public Expenditure ReviewやStaff-Monitored Program等を通じて政策・制度構築の支援を実施している。他方、ミャンマー財務省の対外債務管理能力強化のための体制・制度整備には時間を要することが想定され、また、他ドナーによる支援も一般的な対外債務管理能力強化支援であり、ある程度時間を要することが想定される。

かかる中、ミャンマー政府は、今後円借款を始めとする対外公的債務の元利払いが本格化することから、早期に能力向上するための支援を必要としている。これらの経緯から、当機構は、他ドナーと協力・整理しつつ、ミャンマー財務省、中央銀行・エージェントバンク、主要実施機関

に対して、特に円借款債務返済能力向上のための支援を行うために、有償資金協力専門家を派遣することとした。

7. 業務の内容

業務従事者は、当機構の他国での円借款業務に関する知見を活かし、債務管理能力向上支援を行う他ドナー（特に世界銀行、IMF、アジア開発銀行）と十分に協議・調整の上、ミャンマー政府、特に財務省の返済能力向上支援業務に当たることが求められる。具体的担当事項は次のとおり。

(1) 国内準備期間（2014年7月上旬）

- ① ミャンマーの対外債務借入・返済に関する情報収集を行う。
- ② 他の借入国での公共財政管理・債務管理・外貨管理等にかかる制度、元利払いの仕組み、関連法規、借入人と中央銀行・エージェントバンク、実施機関との関係、転貸について調査・分析し、他国事例としてミャンマー政府に提示することを前提に資料をまとめる。
- ③ 公開文書を通じて、他ドナー（特に世界銀行、IMF、アジア開発銀行）によるミャンマー政府向け公共財政管理・債務管理能力向上支援に関する情報収集を行う。
- ④ 円借款債務返済（特に元利払い）の仕組みについて他国の事例などを参考に、当機構と協議の上、ミャンマー政府への提言内容を検討する。
- ⑤ 必要に応じて当機構東南アジア・大洋州部や債権管理部との協議に参加し、現地調査について当機構等関係者と協議を行う。
- ⑥ 業務計画書を作成し、当機構東南アジア・大洋州部へ提出する。

(2) 現地派遣期間（2014年7月上旬～2015年1月下旬）

- ① 当機構ミャンマー事務所との打合せに参加する。
- ② 既存の円借款を始めとする対外公的債務の返済・元利払いについて調査・支援を行う。具体的には以下のとおり。
 - (ア) 財務省、中央銀行・エージェントバンク及び既往案件の実施機関（特に、既に円借款資金の元利払いが生じている実施機関）と協議し、現状の元利払いの方法について、関連制度・法規や体制、手続き・フローについて調査を行う。
 - (イ) 既に円借款資金の元利払いが生じている事業について、現状制度下での当機構による元利払いオペレーションを支援する。
 - (ウ) 地方政府もしくは国営企業が実施機関となる事業について、ミャンマー政府による転貸制度に関する調査を行い、必要に応じて元利払いオペレーションに係る助言を行う。
- ③ 財務省、中央銀行・エージェントバンク及び既往案件の実施機関（特に、既に円借款資金の元利払いが生じている実施機関）と協議し、債務管理能力向上のための支援を検討する。具体的には以下のとおり。
 - (ア) 他の借入国での公共財政管理・債務管理・外貨管理等にかかる制度、元利払いの仕組み、関連法規、借入人と中央銀行・エージェントバンク、実施機関との関係等を調査・分析し、他国事例としてミャンマー政府に提示する。
 - (イ) 他の借入国での仕組みやミャンマーにおける現地調査を通じて、円借款債務返済（特に元利払い）の仕組みについて、ミャンマー政府へ提言を行う。
 - (ウ) 上記に関して、ミャンマー財務省及び実施機関（特に、既に円借款資金の元利払いが生じている実施機関）に対して必要な能力強化支援を行う。
 - (エ) 円借款債務返済（特に元利払い）が円滑に行われるよう、ミャンマー財務省の実施機関等との調整能力向上の支援を行う。
 - (オ) 転貸が行われる場合における円滑な元利払いの仕組みをミャンマー財務省に提言する。
 - (カ) 既に貸付実行されている円借款事業については、上記（ア）～（エ）を踏まえ、また、必要に応じてADB等の他ドナーが検討しているスプレッドシートを参照しつつ、ミャンマー財務省による元利払い業務の支援を行う。

- ④ ミャンマー財務省からミャンマーの対外債務借入や、組織改編（例：理財局（Treasury Department）の設置状況）や関連法・制度整備に関する情報収集を行い、他の借入国での仕組みやミャンマーにおける現地調査を通じて、提言を行う。
- ⑤ 他ドナー（特に、世界銀行、IMF、アジア開発銀行）と協議し、これらドナーのミャンマー政府、特に財務省向けの公共財政管理・債務管理能力向上等の各種支援に関する情報を収集する。
- ⑥ ミャンマー財務省による一連のオペレーションの過程、手続き・フローを業務マニュアル（英語・ミャンマー語）として作成し、ミャンマー政府に随時説明を行う（マニュアルの内容は、元利払いや実施機関との調整に関する事項を主なものとするが、必要な範囲において債務管理全体、為替リスク管理、外貨（準備）管理、予算確保手続きに関する記載も行うこととする。ただし、業務マニュアルの内容については当機構と十分に協議すること）。
- ⑦ 上記情報収集等を踏まえた提言を行う。

（3）帰国後整理期間（2015年2月中旬）

- ① 専門家業務完了報告書作成のために現地派遣期間に収集した資料や、情報の分析結果を取りまとめる。
- ② 業務マニュアル（英語・ミャンマー語）を最終化させる。
- ③ 上記①②に関し、必要に応じて、公共財政管理・債務管理・外貨管理等にかかる制度、元利払いの仕組み、関連法規等に関する国内での追加情報収集を行う。
- ④ 必要に応じて当機構東南アジア・大洋州部や債権管理部に対し、現地での調査結果を報告する。
- ⑤ 専門家業務完了報告書や業務マニュアルを当機構及びミャンマー政府に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書及び（4）業務マニュアルとし、簡易製本で可とする。

（1）ワークプラン（英文15部：当機構3部、ミャンマー財務省2部、実施機関10部）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

（2）プログレスレポート（2014年10月頃提出。英文15部：当機構3部、ミャンマー財務省2部、実施機関10部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 現地業務の具体的内容
- ② 現地業務の達成状況
- ③ 今後の業務実施計画

（3）専門家業務完了報告書（2015年2月頃提出。英文15部：当機構3部、ミャンマー財務省2部、実施機関10部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ 業務を通じて残された課題
- ⑤ その他

（4）業務マニュアル（2015年2月頃提出。英文：30部、ミャンマー語：30部）

記載項目は以下のとおり。

円借款事業の債務返済（特に元利払い）に関する手続き、財務省と実施機関との調整、必要な書類の提出等、財務省や各実施機関が執り行う役割・責任をまとめたもの

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

2014年7月上旬～2015年1月末の間で、1回あたり約2～3週間の現地業務を計5回程度想定しています。特に第2回目以降の派遣に当たっては、当機構と十分に協議の上、決定することとします。

- ・ 第1回現地業務 : 7月上旬 ～ 7月後半
- ・ 第2回現地業務 : 8月末 ～ 9月中旬
- ・ 第3回現地業務 : 10月末 ～ 11月中旬
- ・ 第4回現地業務 : 12月上旬 ～ 12月中旬
- ・ 第5回現地業務 : 1月上旬 ～ 1月末

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ 総括（JICA）
- ・ 援助調整アドバイザー（現在派遣中）

⑥ 便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり（初回のみ）
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 通訳備上
あり（必要に応じて）
- オ) 現地日程のアレンジ
あり（初回のみ）
- カ) 執務スペースの提供
滞在先の宿泊施設で執務を行うこととします（ネット環境完備）。

(2) 参考資料

本業務に関する関連資料を以下のリンク先から閲覧できます。

(ア) IMF 対ミャンマー 4条協議

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2013/cr13250.pdf>

(イ) IMF 対ミャンマー Staff-Monitored Program

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2013/cr1313.pdf>

(ウ) IMF 対ミャンマー Staff-Monitored Program第2回モニタリングレポート

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr1491.pdf>

(エ) 世界銀行 Public Financial Management Report

<http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2013/05/16/0>

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務従事者は、ミャンマー国内ではヤンゴン・ネピドー以外の活動は想定されていませんが、仮に地方部で活動する際には、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAミャンマー事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上